

幼児教育・保育の無償化には、事前に申請が必要な場合があります

令和7年4月より幼稚園・認定こども園（1号認定）・認可外保育施設などに入園、または3歳児クラスに進級する場合、事前に申請が必要な場合があります。さかのぼっての申請はできませんのでご注意ください。

▼無償化の対象となるかた

- ・3〜5歳児クラスの子ども
- ・0〜2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども

* 預かり保育や認可外保育施設などの利用料は、保育が必要な

▼注意事項

- ・市外の施設を利用する場合で保護者の住民票が本市にあるかたは、本市で申請が必要で

施設・事業	保育料区分	申請の要否
幼稚園	保育料	不要
	預かり保育利用料【保育が必要な世帯】	必要
私立幼稚園（私学助成園）	保育料	必要
	預かり保育利用料【保育が必要な世帯】	必要
保育所等	保育料	不要
	預かり保育利用料【保育が必要な世帯】	必要
認定こども園	保育料	不要
	預かり保育利用料【保育が必要な世帯】	必要

世帯のみ無償化の対象となります。保育を必要とする事由については保育所などの入所基準と同じです。（6ページ参照）

* 一部の幼稚園では、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化の対象となります。（預かり保育の利用料は住民税非課税世帯に限りません。）

▼注意事項

- ・市外の施設を利用する場合で保護者の住民票が本市にあるかたは、本市で申請が必要で

申請・問合せ先 令和7年2月

20日（木）までに、保育課窓口にて申請書類を提出

* 申請書類は入園決定後に園を通じて配布します。

* 認可外保育施設などを利用するかたは、園での書類配布はありませんので、市ホームページをご覧ください。か保育課までお問い合わせください。

市役所保育課
44-3336



令和7年度公立学童保育所の入所受付

▼入所資格 市内在住の小学生で、昼間、常に保護者（両親またはこれに代わるかた）が労働などにより不在のため保育できない家庭の児童

▼入所期間 令和7年4月1日〜令和8年3月31日

* 日曜日・祝日・夏期（8月13〜15日）・年末年始（12月29日〜翌年1月3日）及び市が定める日は休み

▼開設時間

- ・平日…放課後〜午後6時
- ・土曜日…午前7時30分〜午後6時

・学校休業日（日・祝日を除く）
午前7時30分〜午後6時

* 延長保育は午後7時まで（土曜日は実施しません。）

必要書類は、各学童保育所・小学校・幼稚園・認定こども園・保育所・保育課で配布、または市ホームページからダウンロードできます。

▼注意事項

- ・今年度入所している児童で、来年度も入所を希望する場合も、改めて申請してください。
- ・開設場所の変更する場合があります。
- ・定員を超過した場合、4月1日から入所できない場合があります。

▼問合せ先 香芝市立学童保育所
指定管理者 シダックス大新東
ヒューマンサービス（株）
71-8015



学童保育所名	開設場所
下田	北今市5-631-5 (北今市3丁目西交差点北西)
五位堂	五位堂2-300-1 (五位堂小学校内)
二上	畑4-95-5 (二上小学校南側)
関屋	関屋北5-7-1 (関屋小学校内)
三和	良福寺665-2 (三和小学校内)
志都美	今泉363(志都美こども園内) * 令和7年度内に志都美小学校内に移転予定
鎌田	鎌田370 (鎌田小学校内)
真美ヶ丘東	真美ヶ丘3-2-13 (真美ヶ丘東小学校敷地内)
真美ヶ丘西	真美ヶ丘5-4-16 (真美ヶ丘西小学校西隣)
旭ヶ丘第1	旭ヶ丘3-11-1 (旭ヶ丘幼稚園西隣)
旭ヶ丘第2	旭ヶ丘3-1-3 (旭ヶ丘小学校内)